

令和4年3月15日

株式会社大谷工業

一般事業主行動計画（第1回）

【女性活躍推進法】

女性が活躍できる雇用環境の整備を行い、女性はその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日

2. 内 容

目標 正社員採用者に占める女性割合を20%以上とする

令和4年4月以降、下記の取組みを推進する

(取組) ①女性の採用拡大に向けて、採用活動に注力する

- ・求職者に対する積極的な広報（女性が活躍できる職務・職場であることについて）を行う
- ・高校・大学と連携し、女子学生に対する求人の働きかけを行う
- ・女性向けの会社説明会・見学会等を実施し、女性求職者と女性社員の交流する機会を提供する

②女性活躍可能職場の拡大及び環境整備を継続的に検討する

以上